

隠岐航路のあり方検討業務仕様書

1 業務名

隠岐航路のあり方検討業務

2 目的

本業務は、隠岐航路の持続可能な運航に向け、船隻体制や運航便数及び寄港地などの運航形態のほか、旅客や貨物の集約、採算性などの調査、検討を行うことで、運航事業者や地元自治体など関係者の連携した取組を促進させることを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 論点整理

- ・ 将来の人口・需要等を把握した上で、現行の運航形態を「維持できるのか」「維持できないのか」について整理する。
- ・ その上で、運航形態を検討することによる整備効果をどのように捉えるべきか、また、整備効果に対して、公共投資をどう考えていくべきか整理する。
- ・ 地元自治体の政策との整合性や課題の検討状況など、これまでの経緯等をどのように考慮すべきか、また、課題やニーズに対してどのようにアプローチしていけばよいか整理する。

(2) 現状分析

- ・ 隠岐航路の旅客や貨物の運航実績について概ね 10 年間程度の状況、その他必要な情報を整理する
- ・ 隠岐航路の分析に関連して、隠岐航空路についても状況等を整理する。

(3) 課題抽出

- ・ 隠岐航路の人流、物流に係る課題やニーズ、動向などについて、運航事業者や地元自治体などへのヒアリング調査により状況を整理する。

(4) 具体的な解決施策の策定

- ・ 隠岐航路の人流、物流の現状値及び予測値を踏まえ、船隻体制や運航便数及び寄港地などの検討項目毎に、将来収支シミュレーションを策定し、採算性や利便性について整理する。
- ・ 上記のシミュレーションや他の離島航路の成功事例等により、今後の隠岐航路の持続可能な運航形態を検討し、例示する。その検討にあたっては、隠岐航路振興協議会を活用し、意見聴取をしながら進める。

(5) 収益向上策等の取組

- ・ これまでの調査や検討、他の離島航路の成功事例などを踏まえ、今後、関係機関で取り組むべき、収益向上策等の取組を検討する。

4 資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要に応じて、広域連合が保有する資料を無償で貸与する。

5 履行期間

契約締結の日の翌日から令和3年12月24日（金）まで

ただし、委託業務のうち、「課題抽出」までの調査結果については、広域連合とその内容について事前協議を行った上で、令和3年5月頃（予定）までに調査状況を報告すること。

6 成果品の提出

本業務の成果品（参考資料・データ等を含む）は、次のとおりとする。

- ・ 報告書（A4判、左綴じ、製本） 25部
- ・ 参考資料、データ等を記録した電子データ（CD又はDVD） 一式

※電子データについては、事後に、個々の計数や文言の変更など、広域連合において、データの加工・修正が可能なものにする。

7 その他

(1) 業務打合せ

受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について、広域連合と連絡を密にすること。

(2) 成果品の管理と権利の帰属

成果品に関する権利は全て広域連合に帰属するものとし、受託者は許可なく公表してはならない。

(3) 再委託の取扱い

受託者が受託業務を履行するにあたって、委託業務の全部を一括して、又は委託業務のうち主たる業務を第三者に委託することは禁止する。

なお、主たる業務とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的な業務とする。

ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、消耗品購入、会場借り上げ等の軽微な業務については、広域連合の承認を得ずに再委託できるものとする。

また、委託業務のうち、主たる業務及び軽微な業務を除く業務について、受託者が再委託を必要とする場合には、再委託についてあらかじめ広域連合の承諾を得ること

とする。

(4) 業務実施体制

本契約締結後、履行期間終了までの間、主たる担当者の変更をはじめとした業務実施体制の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情により変更が必要となった場合には、事前に広域連合の承認を得るものとする。

(5) 秘密の保持

受託者（再委託先及び協力先を含む。）は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、業務を遂行するために必要な場合にあつては、事前に広域連合の承認を得るものとする。

(6) 疑義がある場合の取扱い

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、広域連合と受託者との協議により解決するものとする。